

お取引時の確認についてのお願い

信用金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、口座開設等の際に、お客様の氏名、住所および生年月日等の確認などが義務付けられています。

お取引の際には、お客様および来店された方の氏名、住所および生年月日等の確認を行うため、所定の本人確認書類が必要となります。

また、お取引を行う目的やご職業なども確認させていただきます。（お取引を行う目的などの確認を行っていない既存のお客様についても同様です。）※上記のお客様の氏名、住居および生年月日等の確認と合わせて「取引時確認」といいます。

この他、同法の規定により、特定の国に居住・所在している方とのお取引や外国の政府等において同法に定められた職位にあるお客様のお取引の場合などには、上記事項の再確認をお願いさせていただくほか、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。この場合には、別途の書類が必要となります。

お客様とのお取引内容、状況に応じて、取引目的等、犯罪収益移転防止法に定める手続・書類等から、追加での確認などの対応をさせていただく場合があります。

上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。

具体的な手続きについては当金庫窓口にお問い合わせください。

1. 「お取引時確認」の確認事項

次の事項を確認させていただきます。

(1) 個人のお客様

- ・氏名、住所、生年月日
- ・職業
- ・お取引を行う目的
- ・外国政府などにおいて重要な公的地位にある方等（外国 P E P s）の該当有無

(2) 法人のお客様

- ・法人の名称、本支店または主たる事務所の所在地
- ・事業内容
- ・お取引を行う目的

- ・ご来店された方の氏名、住所、生年月日等
- ・当該法人の議決権保有比率の合計が 25%超等の個人の方の氏名、住所、生年月日、外国 P E P s の該当有無

2. 「取引時確認」が必要な取引

次のお取引時に本人確認書類のご提示と、お取引を行う目的、ご職業などの確認をさせていただきます。

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預りなどのお取引を開始される時
- (2) 200 万円を超える現金・持参人払式小切手などの受払いを伴う取引をされる時
- (3) 10 万円を超える現金による振込をされる時、10 万円を超える現金を持参人払式小切手により受取られる時
- (4) 融資取引をされる時

※上記以外のお取引時にも、お取引の内容に応じて、確認をさせていただく場合がございます。

3. 「取引時確認」の方法およびご提示いただく書類

<個人の場合>

個人のお客様には、以下の (1) または (2) の本人確認書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。また、お取引を行う目的およびご職業、外国 PEPs も確認させていただきますので、よろしくお願いたします。

- (1) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を直接提示していただくこと
によって確認をさせていただきます。

- ① 運転免許証
- ② 運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降交付のもの）
- ③ 旅券（パスポート）

※旅券（パスポート）の所持人記入欄には、現住所の記載が必要です。

※令和 2 年 2 月 4 日以降に発給された旅券（パスポート）には、所持人記入欄（住所記入欄）がなく、ご住所の確認ができないため、他の本人確認書類が必要となります。

- ④ 個人番号カード（マイナンバーカード）

- ⑤ 在留カード・特別永住者証明書
- ⑥ 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- ⑦ 官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したものの（ただし本人から提示された場合などに限ります）

※上記書類は、有効期限内または当金庫がご提示を受ける日前 6 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

- (2) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことに加え、他の本人確認書類（上記（1）の書類を除きます。）または住所の記載のある補完書類（公共料金の領収証書などで領収日付などが 6 ヶ月以内のものに限ります。）の原本を提示していただくこと等により、ご本人の確認をさせていただきます。

- ①各種健康保険証・各種年金手帳
- ②顔写真が貼付されていない各種福祉手帳等（母子健康手帳・児童扶養手当証書など）
- ③取引に実印を使用する場合の当該実印の印鑑登録証明書

※上記書類は、有効期限内または当金庫がご提示を受ける日前 6 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

- (3) 次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことに加え、当該取引に係る書類などをお客様に転送不要郵便などで郵送し、到着したことを確認することによってご本人の確認をさせていただきます。

- ④ 住民票の写し・住民票の記載事項証明書
- ⑤ 印鑑登録証明書（上記（2）③を除きます）
- ⑥ 戸籍附票の写し
- ⑦ 官公庁から発行・発給された書類（上記（1）⑦を除きます）

※上記書類は、当金庫がご提示を受ける日前 6 ヶ月以内に発行されたものに限ります。

- (注) 10 万円を超える現金による振込などを行う際は、運転免許証など、窓口での提示のみでご本人の確認ができる本人確認書類を提示してください。なお、現金振込額が 10 万円を超える場合であっても入学金等（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校に対するもの）や公共料金（電気、ガスまたは水道の料金）の支払いについては確認が不要です。

<法人の場合>

法人のお客様には、以下の(1)の本人確認書類のいずれかにより法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を、(2)の書類のいずれかにより事業の内容を確認させていただくとともに、ご来店いただいた方には<個人の場合>の本人確認書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただくと共に法人のお客様のために取引を行っていることを確認させていただきます。また、お取引を行う目的、直接または間接に議決権の25%越を保有するなど法人のお客様の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名、住所、生年月日および外国PEPsを確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

(1) 法人の本人確認書類

- ① 登記事項証明書
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 官公庁から発行・発給された書類

※上記書類は、当金庫がご提示を受ける日前6ヵ月以内に発行されたものに限ります。

(2) 事業内容の確認書類

- ① 定款または定款に相当するもの
- ② 法令の規定で作成が必要な書類で事業内容の記載があるもの
- ③ 登記事項証明書(上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)
- ④ 官公庁から発行・発給された書類で、事業内容の記載があるもの(法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載がある場合、上記(1)の本人確認書類との兼用も可能)

※上記書類は、当金庫がご提示を受ける日前6ヵ月以内に発行されたものに限ります。

(注) 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記(1)および(2))以外の書類のご提示をお願いすることがあります。

<上記以外のお客様(国、地方公共団体、独立行政法人、人格のない社団または財団、上場企業等)>

(1) ご来店いただいた方には、<個人の場合>の本人確認書類により、氏名、住所および生年月日を確認させていただきます。

- (2) 団体（町内会、PTAなど）の口座開設時には、「規約」「会則」「約款」等の組織の名称、住所、設立年月日等を確認できる書類が必要となります。
- (3) 人格のない社団または財団につきましては、取引を行う目的と事業の内容を確認させていただきます。

【ご注意とお願い】

- ・ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。
- ・当金庫がお客様にご送付いたしましたキャッシュカードやご案内などが返送されてきました場合には、お取引を停止することなどがあります。
- ・特定の国に居住・所在している方等とのお取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客様についても上記事項の再確認をお願いすることがあるほか（その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります）、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・お取引時の確認について虚偽の申告をすることは、同法により禁止されています。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。